

交通贖罪寄付 一般寄付のご案内

公益財団法人日弁連交通事故相談センター（以下「当法人」といいます。）は、国土交通省や民間関連団体からの補助金のほか、弁護士さらには広く一般市民の皆様からの寄付によって運営しています。

当法人は内閣府から税額控除団体としての認定を受けており、個人による当法人への寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。



交通贖罪寄付のご案内

「交通贖罪寄付」とは、交通違反や交通事故を起こした方々が、寄付を行うことで反省悔悟を示すことができるものです。具体的な被害者がいない飲酒運転やスピード違反などにおいても、特に有効な情状立証手段になると考えられます。

当法人では、このような「交通贖罪寄付」を受け付けております。



一般寄付のご案内

当法人では、広く一般市民の方々からのご寄付も受け付けております。

お申込みいただきました寄付金は、交通事故被害者救済のため、当法人の実施する公益事業及び管理運営の資金として利用させていただいております。



寄付金の使途

当センターでは、毎年、交通贖罪寄付として、年間約1,000万円（約80件）の寄付をいただいております。寄付金は、当法人で実施する法律相談事業、示談あっ旋・審査事業や調査研究事業及び管理運営に利用し、交通事故被害者の救済のために使われております。

交通事故の被害者は、身体などへの直接的な被害だけでなく、そこから派生する賠償問題について悩まされることが多く、当法人の弁護士による無料法律相談や示談あっ旋・審査は、被害者にとって精神的に大きな支えとなります。



寄付の方法のご案内

1 お申込
ご寄付のお申込みは、当法人本部及び各支部にて受け付けております。

寄付の種類に応じ、所定の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、当法人本部または各支部にご提出ください。

「申込書」は、末尾記載の当法人ホームページの「寄

付について」のページからダウンロードできます。

2 お支払い及び領収書、証明書の発行

当法人において「申込書」を受領し、ご入金を確認しましたら速やかに領収書をお送りいたします。交通贖罪寄付をいただいた方に対しては、同寄付を受けたことの証明書も併せて発行いたします。

交通贖罪寄付につきましては、刑事裁判の公判期日が迫っていても、贖罪寄付のお申込み・ご入金をしていただければ、確認後直ちに上記証明書を発行いたします。

手続は簡単です!

手続きの概要

申込

当法人本部または各支部への申込書（当法人ホームページから取得）による申込（持参・郵送・FAX可）

お支払い

寄付金の支払手続（当法人本部または各支部の口座に振込もしくは現金持参）

証明書等の発行

当法人本部または各支部から申込者へ証明書・領収書の発行



寄付による税制優遇のご案内

当法人は、内閣府から税額控除団体として認定され、個人の方が、当法人に寄付を行っていただく場合、確定申告時に、1：所得控除、2：税額控除のいずれか税法上有利な方法をご選択いただくことができます。

詳細は当法人ホームページの「寄付について」のページをご参照ください。

お問い合わせ先

公益財団法人

日弁連交通事故相談センター 本部事務局

03-3581-4724

◎当法人のホームページ

寄付に関する情報、寄付による税制優遇及び当法人本部・各支部連絡先をご覧ください。

(<https://n-tacc.or.jp>)

